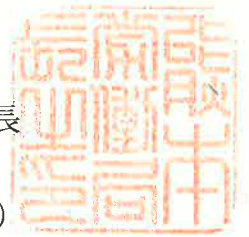


熊労発基 0806 第 4 号
令和 8 年 8 月 6 日

災害防止団体の長 殿

熊本労働局長



地震後における作業開始前点検の実施の徹底について（お願い）

日頃より労働安全衛生行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震により、県内各地で大きな被害が生じています。

地震発生後は、設備、機械、足場、仮設設備等に、予期せぬ損傷や異常が生じているおそれがあるため、二次被害の発生が懸念されるところです。

つきましては、特に下記作業を行う際は、作業開始前点検を確実に行われますよう、貴団体の傘下事業場に対し周知方よろしく申し上げます。

記

地震等の後において点検をしなければならない作業

（１）強風、大雨、大雪等の悪天候の後及び中震以上の地震の後において、点検しなければならない作業

- ・ 林業架線の作業（安衛則第 151 条の 146）
- ・ 簡易林業架線作業（安衛則第 151 条の 171）
- ・ 足場における作業（安衛則第 567 条第 2 項、安衛則第 655 条）
- ・ 作業構台における作業（安衛則第 575 条の 8 第 2 項、安衛則第 655 条の 2）

（２）大雨の後、中震以上の地震の後において、点検しなければならない作業

- ・ 明かり掘削の作業（安衛則第 358 条）
- ・ 採石作業（安衛則第 401 条）

（３）中震以上の地震の後及び大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後において、点検しなければならない作業

- ・ 土止め支保工（安衛則第 373 条）

(4) 暴風(瞬間風速が毎秒 30 メートルをこえる風)後又は中震以上の震度の地震の後の点検

- ・クレーンを用いての作業(クレーン則第 37 条)
- ・デリックを用いての作業(クレーン則第 122 条)
- ・エレベーターを用いての作業(クレーン則第 156 条)
- ・建設用リフトを用いての作業(クレーン則第 194 条)

(5) 毎日及び中震以上の地震の後において、点検しなければならない作業

- ・ずい道等の建設の作業(安衛則第 382 条)
- ・ずい道等の建設の作業を行う場合で、可燃性ガスが発生するおそれがあるとき(安衛則第 382 条の 2)
- ・ずい道支保工を設けたとき(安衛則第 396 条)